

案

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 月 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第 号

大阪市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市屋外広告物条例施行規則（昭和31年大阪市規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条の2関係）

ア 重点届出区域（国道2号地区を除く。）に係る基準

1 広告塔及び広告板

(1) 広告塔

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告塔の上端までの高さは、10メートル以下とすること

(イ) 1面ごとの表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること

(ウ) 表示面積の合計は、10平方メートル以下（広告塔が設置される敷地の面積が1,000平方メートルを超える場合にあつては、その面積の100分の1以下）とすること

(エ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(オ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

A 御堂筋地区 3メートル以上（道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上）

B Aに掲げる地区以外の地区 3メートル以上（歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあ

つては、2.5メートル以上)

- (カ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

A 御堂筋地区 1メートル以内

B Aに掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内

- (キ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

- (ク) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

- (ア) 広告塔の高さは、4メートル以下（当該広告塔を設置する箇所の建築物の高さが20メートル未満である場合にあつては、当該建築物の高さの5分の1以下）とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

- (ロ) 広告塔を設置する建築物は木造でないこと

- (エ) 表示内容は、人の氏名、法人の名称、商標又は建築物の名称に限る

こと

- (オ) 文字（ロゴタイプ（人の氏名、法人の名称又は建築物の名称が独特の字体又はデザインで表されたものをいう。以下同じ。）を除く。）の大きさは、1文字につき縦横それぞれ2メートル以下とし、ロゴマーク（ロゴタイプ、商標又はこれらを組み合わせたものをいう。以下同じ。）の大きさは、縦横それぞれ3メートル以下とすること
- (カ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 広告板

ア 地上に設置するもの

- (ア) 地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること
- (イ) 1面ごとの表示面積の合計は、5平方メートル以下とすること
- (ウ) 表示面積の合計は、10平方メートル以下（広告板が設置される敷地の面積が1,000平方メートルを超える場合にあつては、その面積の100分の1以下）とすること
- (エ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。
- (オ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

A 御堂筋地区 3メートル以上（道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上）

B Aに掲げる地区以外の地区 3メートル以上（歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上）

(カ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものに係る道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

A 御堂筋地区 1メートル以内

B Aに掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内

(キ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

(ク) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものに係る道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告板の高さは、4メートル以下（当該広告板を設置する箇所の建築物の高さが20メートル未満である場合にあつては、当該建築物の高

さの5分の1以下) とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告板を設置する建築物は木造でないこと

(エ) 表示内容は、人の氏名、法人の名称、商標又は建築物の名称に限ること

(オ) 文字（ロゴタイプを除く。）の大きさは、1文字につき縦横それぞれ2メートル以下とし、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3メートル以下とすること

(カ) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

2 建築物又は工作物の壁面を利用するもの

(1) 壁面の端から突き出さないように取り付けること

(2) 窓又は開口している部分をふさがないように取り付けること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(3) 表示面積の合計については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

ア 御堂筋地区（大阪駅前～土佐堀通）、四つ橋筋地区及びなにわ筋地区
50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とす

ること。ただし、中之島地区に面する建築物又は工作物の中之島地区に面する取付壁面に係る表示面積については、50平方メートル以下とし、かつ、当該取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

イ 御堂筋地区（長堀通以南）及び堺筋地区（長堀通以南） 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分にあつては当該部分の面積の3分の1以下、10メートルを超える部分にあつては当該部分の面積の10分の1以下とすること

ウ 堺筋地区（土佐堀通～長堀通） 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とすること

エ 土佐堀通地区 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面の面積の10分の1以下とすること。ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地に存する建築物又は工作物の北側の取付壁面に係る表示面積については、50平方メートル以下とし、かつ、当該取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

オ 中之島地区 50平方メートル以下とし、かつ、取付壁面のうち、地上から10メートル以下の部分及び10メートルを超える部分について、それ

それぞれこれらの部分の面積の10分の1以下とすること

- (4) 前号に定める基準にかかわらず、取付壁面の幅が80メートルを超える建築物又は工作物の当該取付壁面に係る表示面積の合計については、当該取付壁面のいずれかの端から80メートル以内の部分及び当該端から80メートルを超える部分のそれぞれについて、前号に定める基準に適合すること。
- ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (5) 取付壁面からの出幅は、30センチメートル以内とすること

- (6) 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 建築物又は工作物の壁面から突出するもの

- (1) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するもの

ア 歩道面から広告物の下端までの高さについては、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする

- (ア) 御堂筋地区 3メートル以上（道路への突出幅が0.8メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上）

- (イ) (ア)に掲げる地区以外の地区 3メートル以上（歩道幅員が4メートル未満の道路への突出幅が0.6メートル以内の場合又は歩道幅員が4メートル以上の道路への突出幅が0.9メートル以内の場合にあつては、2.5メートル以上）

イ 道路への突出幅については、次に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ

次に定めるものとする

(ア) 御堂筋地区 1メートル以内

(イ) (ア)に掲げる地区以外の地区 歩道幅員が4メートル未満の場合は0.8メートル以内、歩道幅員が4メートル以上の場合は1.2メートル以内

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、1メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

4 電柱を利用するもの

(1) 電柱面に巻き付けるもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上とすること

イ 広告物の大きさは、縦1.5メートル以下とすること

ウ 広告物（国又は地方公共団体が表示する防災又は防犯に関するものを除く。）は、電柱1本につき1個に限ること

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(2) 電柱から突出するもの

ア 広告物の大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下とし、電柱と取付部分との間隔は、0.15メートル以下とすること

イ 取り付ける位置は、歩道と車道の区別のある道路の電柱に取り付ける場合は歩道側とし、歩道と車道の区別のない道路の電柱に取り付ける場合は、道路の中央側とすること

ウ 広告物は、電柱1本につき1個に限ること

エ 点滅又は回転をしないこと。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

備考

- 1 この表は、重点届出区域（国道2号地区を除く。）の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に適用する。
- 2 この表における「重点届出区域」、「国道2号地区」、「御堂筋地区」、「御堂筋地区（大阪駅前～土佐堀通）」、「四つ橋筋地区」、「なにわ筋地区」、「中之島地区」、「御堂筋地区（長堀通以南）」、「堺筋地区（長堀通以南）」、「堺筋地区（土佐堀通～長堀通）」、「土佐堀通地区」、「谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地」、「御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地」の意義は、景観法（平成16年法律第110号）

第8条第1項の規定により本市が定める景観計画における当該用語の意義による。

イ 重点届出区域以外の区域及び国道 2 号地区に係る基準

1 広告塔及び広告板

(1) 広告塔

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告塔の上端までの高さは、20メートル以下とすること。

ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域においては、10メートル以下とすること

(イ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

(ロ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、歩道幅員が 4 メートル未満の場合は 1 メートル以内、4 メートル以上の場合は 1.5メートル以内とすること

(ハ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

(ニ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、1 メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告塔の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの 3 分の 2 以

下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告塔を設置する建築物は木造でないこと

(2) 広告板

ア 地上に設置するもの

(ア) 地上から広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること

(イ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

(ウ) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

(エ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

(オ) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するものにあつては、道路への突出幅は、1メートル以内とすること

イ 屋上に設置するもの

(ア) 広告板の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの3分の2以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(イ) 屋上の側端から後退した位置に設置すること

(ウ) 広告板を設置する建築物は木造でないこと

2 建築物又は工作物の壁面を利用するもの

(1) 壁面の端から突き出さないように取り付けること

(2) 窓又は開口している部分をふさがないように取り付けること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(3) 表示面積は、取付壁面の面積の3分の1以下とすること。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

3 建築物又は工作物の壁面から突出するもの

(1) 歩道と車道の区別のある道路へ突出するもの

ア 歩道面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、歩道幅員が4メートル未満の場合は1メートル以内、4メートル以上の場合は1.5メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

(2) 歩道と車道の区別のない道路へ突出するもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上とすること

イ 道路への突出幅は、1メートル以内とすること

ウ 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと

4 電柱を利用するもの

(1) 電柱面に巻き付けるもの

ア 道路面から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上とすること

イ 広告物の大きさは、縦1.5メートル以下とすること

ウ 広告物（国又は地方公共団体が表示する防災又は防犯に関するものを除く。）は、電柱1本につき1個に限ること

(2) 電柱から突出するもの

ア 広告物の大きさは縦1.2メートル以下、横0.45メートル以下とし、電柱と取付部分との間隔は、0.15メートル以下とすること

イ 取り付ける位置は、歩道と車道の区別のある道路の電柱に取り付ける場合は歩道側とし、歩道と車道の区別のない道路の電柱に取り付ける場合は、道路の中央側とすること

ウ 広告物は、電柱1本につき1個に限ること

備考

1 この表は、重点届出区域以外の区域及び国道2号地区の区域内に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件に適用する。

2 この表における「重点届出区域」及び「国道2号地区」の意義は、景観法第8条第1項の規定により本市が定める景観計画における当該用語の意義による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）第2条第1項又は第3条の規定に基づく許可を受けて表示し、又は設置している屋外広告物又はこれを掲出する物件でこの規則による改正後の大阪市屋外広告物条例施行規則別表に規定する許可の基準に適合しないこととなるものについては、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この規則の施行の日以後に同条第1項の規定による許可の申請がされた屋外広告物又はこれを掲出する物件については、この限りでない。